

件名：耕地及び水稲作付面積調査集計プログラムの開発業務

※ 別添の仕様書は、当該業務における仕様内容の主要な部分を抜粋したものであり、入札にあたっては、必ず別途配布している入札説明書をご確認のうえ、必要な手続きを行っていただくようお願いします。

耕地及び水稲作付面積調査集計プログラムの開発業務仕様書

1 業務の目的

面積調査は、耕地面積に関する実態を明らかにし、農作物の生産基盤である耕地の実態を把握し、生産対策、構造対策のほか、土地資源の有効利用などの各種施策の推進等のための資料を整備することを目的としている。

本業務においては、当該調査の調査手法等の見直しに対応するため、農林水産省大臣官房統計部が管理・運営する農林水産統計システム（別添1「農林水産統計システムの概要」参照）において利用する「耕地及び水稲作付面積調査集計プログラム」を新たに開発するものである。

2 業務の内容

本業務は、別添2「耕地及び水稲作付面積調査集計プログラムの開発に係る詳細仕様」に基づき、プログラムの開発、稼働確認及び納品までを行うものである。

3 作業範囲

本業務は、農林水産統計システムの調達支援業者である日本アイ・ビー・エム株式会社（以下「支援業者」という。）の工程管理のもと、本仕様書及び担当部署である大臣官房統計部管理課情報室（以下「担当部署」という。）との協議により実施すること。

なお、協議の内容は、受注者の責任において協議後2日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を含まない。）以内に議事録に整理し、担当部署及び支援業者の承認を得ること。

注1： 支援業者の作業範囲については参考資料1「農林水産統計システムの調達支援業者の作業範囲」（コンパクトディスク（以下「CD」という。）に収録）を参照すること。

2： 支援業者は平成23年度は日本アイ・ビー・エム株式会社、平成24年度は未定である。

(1) 作業計画

作業の実施に当たっては、契約後10日間（行政機関の休日を含む。）以内に以下の項目について作業計画書を提出し、担当部署及び支援業者の承認を得ること。

なお、開発スケジュールについては担当部署が受入テストを実施する期間（最低3ヶ月（行政機関の休日を含む。））を見込んで作成すること。

ア 本業務で設計・開発する機能一覧

イ 全体スケジュール（作業工程名、各作業工程の実施内容、実施期間、各作

- 業工程の完了条件、承認対象名を含む。)
- ウ プロジェクト体制図（要員数、連絡先、作業計画と要員配置との対応関係を含む。)
- エ WBS（各作業の関連性、各作業の予定工数、作業担当、開始・完了日を含む。)
- オ 会議体ルール
- カ コミュニケーション管理（手段、様式を含む。)
- キ ドキュメント管理（採番ルール、版数管理を含む。)

(2) 詳細仕様

受注者は本仕様書に基づき、担当部署及び支援業者との協議等により詳細仕様を明確化すること。

なお、本仕様書は平成23年度に実施する作物統計調査の第2次試行調査（平成23年8月～11月予定）を踏まえた仕様であり、この第2次試行調査の調査結果を踏まえ、平成24年9月～12月に開催予定の統計委員会の審議において、一部の調査項目、処理内容、各工程の処理フロー、出力帳票等の変更等がある。このため、これらの変更にも対応した設計・開発を行うこととなるため、詳細要件の可変性を予め考慮した、十分かつ適切なリスク対策を講じること。

また、上記に伴う開発全体スケジュールの変更については、担当部署及び支援業者との協議により決定すること。

(3) 設計

詳細仕様に基づき、システム方式設計、基本設計、詳細設計及びテスト計画（テスト方針、合否判定基準、スケジュール、テスト項目、作業推進体制、会議体、報告計画、課題・障害管理方法、データ保護・管理、テスト環境、テスト方法及びテストデータ）を提案し、担当部署及び支援業者の承認を得ること。

(4) 開発

詳細設計に基づき、プログラム、操作手順書等を作成すること。

(5) データ移行

担当部署及び支援業者との協議の上、データ移行機能作成若しくはツール作成等によるデータ移行方針を決定し、契約後に別途指定する移行期間内にデータ移行を行うこと。

(6) テスト

農林水産統計システムと同等の環境を構築し、受注者及び担当部署が作成したテストデータ等によるプログラムテストを行い、担当部署及び支援業者へテスト結果報告書（実施したテスト項目、テスト手順及びテスト内容、テスト結果、障害項目一覧及び障害対応等）を提出すること。

なお、担当部署及び支援業者から指示があった場合は、テストに係るより詳

細な資料を速やかに提出すること。

(7) 導入及び稼働確認

開発したプログラムを農林水産統計システムの検証環境に導入し、稼働の確認を行うこと。

なお、担当部署及び支援業者から指示があった場合は、稼働確認に係るより詳細な資料を速やかに提出すること。

(8) 受入テスト参画

稼働確認後の支援業者等による受入テストのため、支援業者が受入テスト仕様書（スケジュール、実施項目、合否判定基準等）を作成することから、この作成に参画すること。

注： 役割分担については参考資料2「調査プログラムの開発等業務の総合テストから検証までの役割分担」（CDに収録）を参照すること。

また、稼働確認後の担当部署による受入テストの円滑な実施のため、検証環境を利用した具体的な操作説明を行うとともに、優先的に受入テストすべき機能、考慮すべき点について、書面により適切に伝達すること。

(9) 受入テスト支援

稼働確認後の支援業者等による受入テストで使用するためのテストデータを準備するとともに、受入テストにおける疑義照会に対応すること。

(10) 障害対応

プログラムの障害が発見された場合は、担当部署からの書面による連絡を受け、速やかに障害解析及びプログラム修正を行い、再度、導入及び稼働確認を行うこと。

(11) 進捗状況等の報告

ア 本業務の進捗状況（作業内容、作業予定及び実績、作業上の課題、課題に対する対応方針、直近の作業内容）、品質管理状況、品質劣化時の解決策等について定期的に報告（週1回程度）し、担当部署及び支援業者の確認を得ること。

イ 進捗状況について、担当部署及び支援業者からの照会があった場合は、速やかに回答すること。

ウ 全ての作業の完了後に、本業務における作業実績工数を報告すること。

エ 進捗状況等の報告については担当部署より指定された様式に従うこと。

4 開発環境等

本業務の遂行に必要な開発環境、テスト環境等については全て受注者が負担すること。

5 貸与物件

- (1) 本業務の遂行に必要な貸与物件がある場合は、事前に担当部署と協議の上、貸与申請を行うこと。
- (2) 貸与された物件は、厳重な管理を行い、本業務の完了時に返却すること。

6 成果物

以下の成果物について、電子ファイルを収録した電子媒体であるCD 2部（正副）を納品すること。

- (1) 契約後2週間（行政機関の休日を含む。）以内
作業計画書
- (2) 平成24年3月29日まで
設計書（システム方式設計、基本設計）の案
- (3) 平成25年3月27日まで
 - ア 設計書（システム方式設計、基本設計、詳細設計）
 - イ 実行プログラム
 - ウ ソースプログラム
 - エ テスト計画書
 - オ テストデータ
 - カ テスト結果報告書
 - キ 操作手順書

7 履行期限

平成25年3月27日

8 納入場所

大臣官房統計部管理課情報室

9 瑕疵担保責任

本開発業務の成果物の瑕疵担保期間は、納入後1年間とする。

なお、納入後1年間は、担当部署又は担当部署の承認を得た運用業者が問い合わせ等を行うことに留意すること。

10 情報セキュリティに係る事項の遵守等

- (1) 本業務の遂行に当たっては、担当部署から「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」（平成15年6月26日農林水産省訓令第11号）等の説明を受けるとともに、別添3「情報セキュリティに係る遵守事項」（CDに

収録)を参照し、定められている事項について遵守すること。

- (2) 受注により知り得た事実については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らさないこと。

11 開発言語等

開発アプリケーション等については、以下の(1)から(3)を選択すること。

なお、開発の詳細については、別添4「農林水産統計システムにおけるプログラム開発標準仕様書」(CDに収録)を参照することとし、データレイアウト設計は別添5「符号表及びデータレイアウトフォーム作成ツール説明書」(CDに収録)に従い行うこと。

注：「符号表及びデータレイアウトフォーム作成ツール」(Excelアドイン)は契約締結後に提供することとする。

- (1) (マイクロソフト社製) Microsoft .net Framework 4.0
- (2) (マイクロソフト社製) SQL Server 2008 R2
- (3) (マイクロソフト社製) Microsoft Office Professional 2010

12 プログラムの基本要件

- (1) 別添2「耕地及び水稲作付面積調査集計プログラムの開発に係る詳細仕様」で示す各工程ごとに処理を行う効率的な集計プログラムを構築すること。
- (2) 平成23年度に農林水産統計システムの構築業務で開発した共通機能プログラムを原則利用して開発すること。
また、調査選択メニュー及び実行プログラム管理等のポータルシステムのプログラム利用を前提にすること。
- (3) 農林水産統計システムで稼働している既存プログラム及びデータ等に悪影響を与えないこと。
- (4) 誤操作及び誤データ入力等により、プログラムが異常終了することのないよう、設計及び実装等を行うこと。
- (5) プログラムの操作は、分かりやすく効率的なGUI(グラフィカル・ユーザ・インターフェース)であること。
- (6) 画面遷移及び集計等の処理時間は、ユーザにストレスを与えないものとする
- (7) 設計段階で各機能の処理時間について分析を行い、ユーザにストレスを与える恐れのあることが判明した場合は、担当部署及び支援業者と対応方法を協議すること。
- (8) 同一機器で多数のプログラムを実行することから、ディスク等の資源を効率的に活用すること。
- (9) 画面設計及びコーディングルール等は、別添4「農林水産統計システムにお

けるプログラム開発標準仕様書」(CDに収録)及び別添5「符号表及びデータレイアウトフォーム作成ツール説明書」に従うこと。

ただし、使用性、効率性等の向上が見込まれる場合は、担当部署及び支援業者との協議の上、変更して構わない。

- (10) コードテーブル等、複数のプログラムで共通して利用する資源については、一元的に管理できること。
- (11) 一般的なプログラムとして開発し、特殊な開発を行わないこと。特に、プログラムメンテナンスが頻繁に発生することを考慮し、解析性及び変更性を十分確保すること。
- (12) 処理の結果、作成された保存ファイル等が一般のパソコンで利用できること。
- (13) 本プログラムは、長期間の使用を前提とするため、農林水産統計システムの更新等に柔軟に対応できること。
- (14) プログラムの登録及びインストールに係るソフトウェアは担当部署及び支援業者から別途指示するが、プログラムは、原則、ファイルコピーのみでインストール可能であること。

ただし、他の要件に係る合理的理由がある場合は、担当部署及び支援業者との協議の上、インストーラ等を使用して構わない。

- (15) データ移行及び対前年比較等のため、古いバージョンの集計プログラムにおいて作成された保存ファイル等を利用できるように保存ファイル変換機能を作成すること。

また、指標部を変更指示することで、変更させる先の関連データを統合する機能を作成すること。

- (16) 農林水産統計システムに導入していないミドルウェア等の導入は、原則として認めない。

ただし、他の要件に係る合理的理由がある場合は、担当部署及び支援業者との協議の上、ミドルウェア等を導入して構わないが、その際のミドルウェア等に係る全ての負担については、受注者が負うものとする。

13 成果物の権利帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 受注者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、発注者に無償で譲渡する。
- (2) 発注者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために当該成果物を改変し、また、任意の

著作者名で任意に公表することができるものとする。

(3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使できないものとする。

(4) 第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）を使用して成果物を作成する場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除いて、受注者が必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、受注者はその手続きの内容について事前に発注者の承認を得ることとし、発注者は既存著作物についてその許諾要件の範囲内で使用するものとする。

なお、業務の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、その原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(5) 使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

14 応札者の条件

(1) 応札者は、次の条件を満たすこととし、事前に条件を満たすことを証明する資料等の写しを提出すること。

ア 農林水産統計システムは、調査客体の個人情報等、機密性の高い情報を取り扱うことから、応札者においては、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「JIS Q 27002」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。

(イ) 「情報処理の促進に関する法律」（昭和45年5月22日法律第90号）に基づく情報処理技術者試験の「情報セキュリティアドミニストレータ」又は「情報セキュリティスペシャリスト」の資格を有する者が、常時本業務に参画すること。

イ 品質マネジメントシステムの国際規格である「IS09001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を有していること。

ウ 農林水産統計システムの開発言語を利用したクライアント／サーバ方式による同時に1,200人以上で使用できる大規模LANシステムのプログラム開発業務の実績を有すること。なお、当実績に該当するプログラム開発業務とは、業務全体を一括管理して初期開発・再構築（基本設計から詳細設計、プログラム開発及びテストまでの一連の作業）を行った実績であり、修正業務（機能追加を含む。）の実績及び再請負による開発業務の実績は除く。

エ 本業務のプロジェクトマネージャは、プロジェクトマネジメントを含むプログラム開発の実務経験を有するとともに、一貫性を持って本業務に参画すること。

- (2) 農林水産統計システムは、「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）における「業務・システム最適化計画」に基づき、「農林水産統計システムに係る業務・システムの最適化計画」（以下「最適化計画」という。）のとおり、最適化を行うこととしていることから、最適化計画の透明性、公平性を図るため、農林水産省におけるCIO補佐官及び支援スタッフ（任期付職員、非常勤職員、官民交流法に基づき採用された職員を除く。）が、その現に属する事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者をいう。以下同じ。）は本調達の入札に参加できないものとする。

また、調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者についても、透明性、公平性を図るため本調達の入札に参加できないものとする。

15 その他

本業務において、疑義が生じた場合は、速やかに担当部署と協議すること。